



熊本県公報

第 1 1 8 5 7 号
平成 21 年 11 月 10 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 2
- 争議行為の予告…………… (労働雇用総室) 3
- 中心市街地の活性化に関する法律第36条第1項の規定に基づく
第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案…………… (商工政策課) 4
- くまもと県民交流館の指定管理者募集公告…………… (男女参画・協働推進課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催
…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 7

告 示

熊本県告示第 1 0 1 1 号
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害
 福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
地域生活支援センター 翠 人吉市下城本町 1 4 8 6 番地 4	医療法人 精翠会 人吉市下城本町 1 5 0 1 番地 吉田 正毅	平成 2 1 年 1 1 月 1 日	4310600087	就労移行支援（一般型）

熊本県告示第 1 0 1 2 号
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害
 福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
かんねさこ荘ヘルパーセンター 八代市松江本町 2 6 4 番地	社会福祉法人 日新会 八代市二見本町字葛 迫 4 3 3 番地 馬淵 惺敬	平成 2 1 年 1 1 月 1 日	4310200086	居宅介護 重度訪問介護

熊本県告示第 1 0 1 3 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ
 ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成21年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護サービス 玉名市築地327番地1	株式会社微笑	平成21年11月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護サービス 玉名市築地327番地1	株式会社微笑	平成21年11月1日

熊本県告示第1014号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護サービス 玉名市築地327番地1	株式会社微笑	平成21年11月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護サービス 玉名市築地327番地1	株式会社微笑	平成21年11月1日

公 告

熊本県公告第579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成21年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン西熊本
熊本市島町三丁目7-2ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 ロックタウン熊本近見【B区画】
変更後 ロックタウン西熊本
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
その他未定	株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 隼田登志夫 千葉県松戸市新松戸東9番地1
	株式会社まいむ 代表取締役 衛藤伸彦 熊本市水前寺四丁目53番16号
	株式会社ザッパージャパン 代表取締役 藤木一博 熊本市二本木五丁目3番6号

株式会社フィッシュランド 代表取締役社長 佐藤隆士 北海道札幌市中央区南3条東四丁目1番地20

株式会社肥後の国物産館 代表取締役社長 倉田 至 熊本市薄場一丁目6番81号
--

- 3 変更の年月日
平成21年10月1日
- 4 変更する理由
開店に伴い正式店舗名称及び小売業者が決定したため
- 5 届出年月日
平成21年10月6日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成21年11月10日から平成22年3月10日まで

熊本県公告第580号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成21年10月22日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成21年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 争議行為の目的
 - (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び改正福祉人材確保基本指針の実効性確保
 - (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
 - (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の中止・撤回。患者負担増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
 - (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
 - (5) 200万人以上看護体制を保障する「第7次看護職員需給見通し」の策定。長時間夜勤・二交替制勤務反対。二年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立
 - (6) 9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など増税反対

- 2 争議行為の日時
平成21年11月11日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

- 3 争議行為を行う場所

特定医療法人芳和会	くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	ぼっぼ保育所（熊本市水前寺六丁目20-11）
特定医療法人芳和会	平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
特定医療法人芳和会	くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
特定医療法人芳和会	菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
特定医療法人芳和会	菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
特定医療法人芳和会	水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
特定医療法人芳和会	神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
株式会社健康共同ファルマ	ひまわり薬局（熊本市神水一丁目20-7）
株式会社健康共同ファルマ	くすの木薬局（熊本市龍田五丁目1-43）
株式会社健康共同ファルマ	さくら薬局（水俣市桜井町二丁目2-19）
株式会社健康共同ファルマ	たんぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4）
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）
社会福祉法人くまもと福祉会	特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）

4 争議行為の概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第581号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第7項の規定により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該区域案及び店舗書類を縦覧に供する。

平成21年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 山鹿市第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案
山鹿市の認定中心市街地のうちプラザファイブが立地する区域
（山鹿市山鹿1、6-1、6-2、7、8-1、8-2、9、10、11）

- 2 法第36条第8項の規定により山鹿市第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案に添付する書類

- (1) 山鹿市第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域における都市機能及び経済活動等の現況

[都市機能の現況]

山鹿市の中心市街地は、菊池川水運と豊前街道を中心に発達してきた歴史的背景から、その結節点として発展してきたが、周辺や市郊外へのロードサイド店や大型店への進出、消費者の価値観や購買手段の多様な環境変化、後継者の不在などで空き店舗が増加し、かつてのにぎわいを失い空洞化が進んでいる。また、昭和50年のオープン以来、中心市街地の商店街と相まって周辺市町からの顧客を吸引し続けてきた再開発ビル「プラザファイブ」も築後30年以上を経過し、施設及び設備の老朽化が著しく、平成14年のキーテナント撤退により空き床が全体の50パーセントを超えるなど求心力が失われ、周辺商店街への波及効果も低下している。

さらに、病院や事業所といった都市機能の郊外化による中心性の喪失が、人口・世帯数の減少傾向に拍車をかけている。

[経済活動の現況]

このような状況の中、中心市街地の9商店街の年間販売額は、ピークであった平成3年の149億円から平成16年にはその3割にも満たない42億円へと大きく減少している。

また、中心市街地における歩行者通行量も年々減少傾向にあり、調査を開始した昭和63年に対し平成19年にはその32パーセント（68パーセント減）にまで減っている。

一方、山鹿市全体では、平成6年から平成16年の間で、商店数は減少しているものの、従業者数及び年間販売額は横ばい、売場面積については逆に増加（36.7パーセント）しており、郊外への大型店の進出などが要因と思われる。中心市街地では、年間販売額や歩行者通行量が大幅に減少していることから、中心市街地における集客力が著しく低下していることがうかがえる。

- (2) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果

[特例区域を定める具体的な理由]

このような状況下において、山鹿市では、少子・高齢社会を迎えるに当たり、高齢者をはじめ多くの人々が安全・快適で暮らしやすいまちづくりを推進するため、中心市街地活性化基本計画を策定し、平成20年11月に内閣総理大臣の認定を受けたところである。

当該中心市街地活性化基本計画において、「暮らしやすさ」の実現には商業施設の充実が不可欠であると、プラザファイブの再生事業を最重要事業と位置付けている。

プラザファイブ再生事業は、現在ある再開発ビルをコンパクトにリニューアルし、新たなキーテナント誘致や店舗再編による不足業種の適正配置を行うことで、商業機能を集積し中心市街地の核店舗として再生を図るものである。

このことから、大規模小売店舗立地法の手続を簡略化することで「プラザファイブ」の迅速な再生オープンを支援し、集客力をあ核テナントの誘致を促進することを目的として、当該中心市街地活性化基本計画において、「プラザファイブ」が立地する区域に第一種大規模小売店舗立地法特例区域を設ける旨明記している。

[期待される効果]

第一種大規模小売店舗立地法特例区域が設定され、「プラザファイブ」の迅速な再生オープンが可能になり、集客力のある核テナントの誘致が促進されることで、周辺商店街を含めた中心市街地の集客力が高まり、中心市街地のにぎわいの回復と販売額への波及効果が期待できる。

また、山鹿市の中心市街地活性化基本計画では、プラザファイブ再生事業のほか、周辺商店街と連携した一店逸品運動、共通駐車券、カード事業等の実施や、消費者モニターや崇城大学と連携した消費者動向調査等に基づく消費者へのサービス強化

を図ることにより、中心市街地の歩行者通行量を平成19年の4,426人から5,400人(974人・約22パーセントの増)、年間販売額を平成19年の3,654百万円から4,300百万円(646百万円・約18パーセントの増)に目標を設定している。

- (3) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるに当たって考慮した当該区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項
 特例区域の指定により当該区域及び周辺地域へ与える影響について、指定区域の範囲やプラザファイブ再生事業計画の内容から総合的に検討を行った結果、次のとおり生活環境への影響は少ないものと考えられる。
 - ① 当該区域の周囲は4方を公道で仕切られ、山鹿市によると、昭和50年のプラザファイブ建築後これまで、周辺的生活環境への影響が指摘されたことはなく、また、再生事業に伴う改修により現建物を一部解体するため、建物全体の規模は小さく(延べ床面積 29,422平方メートル → 17,680平方メートル、店舗面積 13,161平方メートル → 7,800平方メートル)なることから、周辺地域の生活環境への影響については、従前よりは少なくなるものと考えられる。
 - ② 現建物が昭和50年に建築され老朽化していたことを考慮すれば、騒音発生源である空調室外機等も改修により更新され、騒音の影響は少なくなるものと考えられる。
 - なお、駐車場利用時間が24時間となるが、店舗側では、夜間の駐車場利用は国道325号側に新設される立体駐車場に限定し、車両の出入りも国道側のみとし、また、駐車場の照明についても高照度の水銀灯をすべて低照度のLEDに変更することで、騒音・光害の対策が講じられることとなっている。
 - ③ 山鹿市が中心市街地活性化基本計画を策定する際、商工団体や地域住民等が参加する中心市街地活性化協議会でも十分に議論がなされており、プラザファイブ再生事業についても地域住民の理解はおおむね得られているものと考えられる。
- (4) 法第36条第2項の公告の予定年月日
平成21年12月4日
- (5) その他参考となる事項
 [プラザファイブ再生後の施設](山鹿市中心市街地活性化基本計画より)
 - ① 構造
 ア 商業ビル 鉄筋コンクリート造・鉄骨造(4階)
 イ 住宅ビル 鉄筋コンクリート造・鉄骨造(10階)
 - ② 延床面積
 ア 商業ビル 12,188平方メートル
 イ 住宅ビル 5,492平方メートル 計 17,680平方メートル
 - ③ 店舗面積
 ア 商業ビル 6,800平方メートル
 イ 住宅ビル 1,000平方メートル 計 7,800平方メートル

3 特例区域案の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成21年11月10日から平成21年11月24日まで

熊本県公告第581号の2

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成21年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館(以下「交流館」という。)
- (2) 場所
熊本市手取本町8-9 テトリア熊本ビル9階・10階
- (3) 施設の規模等
 ア 全体面積 4,816.75平方メートル
 イ 9階面積 2,607.90平方メートル
 ウ 10階面積 2,208.85平方メートル
- (4) 施設の概要
 ア 9階 会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、こども室、授乳室、パレアルーム、情報ライブラリー、女性総合相談室、相談室1・2・3、しごと相談・支援センター、総合受付カウンター、講師控室1・2、館長室、事務室
 イ 10階 大会議室、会議室6、会議室7、会議室8、音楽室1、音楽室2、多目的スタジオ、和室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備の提供を行う業務
- (2) パレアルームの運営に関する業務
- (3) 情報ライブラリーの運営に関する業務
- (4) 会議室等の使用許可に関する業務

- (5) 会議室等の利用に係る料金の収受に関する業務
 - (6) 交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 5の(1)に記載する書類のウ～ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
エ 参加については、一グループにつき一提案に限ること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は、(1)～(7)のすべての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ 交流館指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
オ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類
（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の収支計算見込書、直近の合計残高試算表）
カ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類
（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の事業計画書）
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ） 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア） 県内の事業所に勤務する従業員名簿及び賃金台帳
（イ） グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類）
（ウ） 参加資格に係る誓約書
（エ） 合意書に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書
 - (2) 申請書の提出先
熊本県総務部男女参画・協働推進課（県庁本館4階）
郵便番号862-8670 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2286
 - (3) 提出期間

平成21年11月24日（火）から平成21年12月4日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。

電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

- (4) 提出部数
正本1部、副本9部（副本については、写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において審査し、適当と認められる申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に係る意見として知事に提出し、指定管理候補者は最終的に知事が選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所及び交流館で、平成21年11月10日（火）から平成21年12月4日（金）までの間に、交付する。ただし、11月10日は交流館の休館日にあるため交流館での交付は11日から行う。
- 8 現地説明会
 - (1) 日時
平成21年11月17日（火） 午前10時から2時間程度
 - (2) 場所
交流館 会議室7
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)又は交流館にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、交流館の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年11月10日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬昭夫

- 1 開催日時
平成21年11月18日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成21年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）